

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	22	府省庁名 <u>厚生労働省</u>
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税                   事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（      ）	
要望項目名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額（30万円未満）の損金算入の特例の適用期限を延長する。（2年間）  ・ 特例措置の内容  中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5において措置された場合、国税との自動連動を図る。）	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号	
要望理由	中小企業は地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小の製薬企業、衛生検査所等に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小の製薬企業、衛生検査所等の企業の活力向上と我が国経済の活性化を図るため。	
減収見込額	（初年度） — （10,941）      （平年度） — （10,941）      （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他
地方税以外の措置	22年度の望	・ 国税 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 ・ 融資、補助金その他
過去の要望経緯	なし	
本要望に対応する縮減案	なし	